

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時35分)

日程第7「議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,564万7,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。予算総額は12億9,564万7,000円。平成30年度からの国民健康保険制度の広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となってから3年が経過しようとしています。国民健康保険税の賦課方式を変更し、資産割を廃止するために令和元年度から経過措置を開始してまいりましたが、令和3年度で資産割が廃止となります。今後も税負担の平等性に基づく賦課に努めてまいります。町といたしましては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の改定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担ってまいります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。246、247ページをお開きください。

歳入でございます。款の1、項の1、国民健康保険税の予算額は2億4,244

万5,000円。これは、被保険者数の減少や高齢化、また令和3年度に資産割が廃止になることによるものでございます。国民健康保険税につきましては、一般被保険者と退職被保険者に分けて、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額となっております。

目の2、退職被保険者等国民健康保険税の予算額は12万8,000円。退職者医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴い、令和2年度以降、対象者がゼロとなったため、予算計上は滞納繰越分となっております。

款の2使用料及び手数料、項の1手数料32万円は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款の3県支出金は、制度改正により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付されるものです。

項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金の予算額は9億3,472万8,000円で、普通交付金が主に保険給付費等に充てられ、次のページ、248、49ページをお願いいたします。特別交付金としまして、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健診等負担金分となります。

次に、1つ飛びまして、款の5繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金の予算額は1億258万円。節の1保険基盤安定繰入金から節の4財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入金でございます。節の1保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1を一旦一般会計で国庫・県費ともに負担金を受け入れ、当会計に繰り入れるものでございます。

節の2職員給与費等繰入金ですが、職員3名分の給与費と事務費の繰り入れでございます。

節の3出産育児一時金繰入金ですが、歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。

節の4財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れ、繰り入れるものでございます。

節の5 その他一般会計繰入金ですが、医療費の不足を補うために繰入れをするもので、令和元年度から毎年500万円ずつ減額する旨の削減計画を神奈川県に提出しており、令和3年度は500万円を計上しております。

項の2 基金繰入金、目の1 財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、平成28年度末に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるため、1,000万円を繰り入れるものでございます。

款の6 繰越金につきましては、前年度からの繰越し見込み額として500万円を計上いたしております。

款の7 諸収入55万7,000円につきましては、主に延滞金のほか、次の250、251ページをお願いします。項の2 指定公費負担医療立替交付金でございます。これは、70歳から74歳の前期高齢者については、法律上は2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立替え分が国より交付されるものです。

項の3 雑入のうち目、過年度収入につきましては、該当がありませんので廃目となっております。

次の252、253ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款の1 総務費の予算額は3,105万5,000円。歳出の主なものは、人件費、事務費、国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収等にかかる徴税费、国民健康保険運営協議会費等でございます。

説明欄を御覧ください。中段の2、一般管理経費、節の11 役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料となります。（2）会計年度任用職員給与費で、レセプト点検員等の報酬となります。

目の2 団体負担金、節18 負担金補助及び交付金は、国保連合会への負担金になります。保険者1 団体10万円の保険者割と、被保険者数による負担金10万1,000円の被保険者割の合計を計上しております。

次の254、255ページをお願いいたします。項の2 徴税费、目の1 賦課徴收费ですが、予算額は395万9,000円。説明欄の1、一般管理経費、会計年度任用職員ですが、収納対策に従事する職員の報酬となります。

項の3、目の1 運営協議会費では、国保運営協議会にかかる経費として委員6名分の報酬を計上しております。

次に、款の2 保険給付費ですが、項の1 療養諸費にあります一般被保険者と退職被保険者の療養給付費と療養費、次のページ256、257ページにわたりますが、審査手数料、項の2 高額療養費などを合わせまして、予算額9億296万2,000円。算出に当たりましては、過去の実績及び令和2年度の見込みを基に算出しております。

項の1 療養諸費、目の5 審査支払手数料は、療養給付費等にかかるレセプト審査の手数料で、神奈川県国民健康保険団体連合会へ支払うものです。項の2 高額療養費につきましても、過去の実績及び令和2年度の見込みを基に算出しております。1つ飛びまして、項の4 出産育児諸費では、出産育児一時金6件分を計上してございます。

次のページ、257、258ページにわたりますが、項の5 葬祭諸費は、葬祭費を前年度と同額25件分を計上しております。国保加入者で亡くなられた方に5万円を葬祭費としてお支払いしております。

次に、款の3 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の制度改革で設けられたものでございます。この国民健康保険事業費納付金につきましては、国民健康保険制度の広域化、制度設計時の激変緩和が引き続き図られることになっております。項の1 医療費給付費分、項の2 後期高齢者支援金等は、一般被保険者、退職被保険者等に分けられ、項の3 介護納付金分については、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により決定された金額を納付することになっております。

款の4 共同事業拠出金につきましては、過年度対応分の科目を設定扱いとなり、予算額1,000円を計上しております。

次の260、261ページをお願いいたします。款の5 保健事業費は、予算額1,735万2,000円。項の1 保健事業費、目の1 保健普及費ですが、医療費通知等にかかる経費及び人間ドック受診者に対する補助経費でございます。1人2万円で85件分と管理栄養士1人分の人件費を計上しております。

目の2 国保ヘルスアップ事業につきましては、予算額647万4,000円。平成29年度からの取組ですが、保険者努力支援制度にかかる事業として実施するものでございます。説明欄を御覧ください。平成30年度からの第2期データヘルス計画に基づく被保険者の健康維持増進のための事業として、(1)糖尿病性腎症重症化予防事業、(2)地域包括ケアシステム推進事業、(3)特定健診未受診者等対策事業を引き続き実施してまいります。これらの事業に従事する保健師等の賃金、健康教育の講師等に係る報償費などを計上しております。

次の262、263ページをお願いいたします。(4)早期介入保健指導事業につきましては、特定健診受診対策前の30歳代の国保被保険者への健診、保健指導の受診勧奨をするものでございます。なお、これらの国保ヘルスアップ事業の経費につきましては、全額県補助金で賄われます。項の2、目の1特定健康診査等事業費は、予算額440万9,000円。特定健康診査、特定保健指導等にかかる経費を計上してございます。

款の6、項の1基金積立金につきましては、積立金利子の予算となります。

款の7公債費、項の1広域化等支援基金償還金は、平成28年度に借り入れた神奈川県保険財政自立支援事業資金5,000万円を1年据え置きの上、平成30年度から令和4年度まで1,000万ずつ5年間で神奈川県に償還しているものでございます。

款の8諸支出金、予算額115万4,000円は、項の1償還金及び還付加算金の過年度分の保険税過誤納還付金や、次のページ264、65ページをお開きください。項の2指定公費負担医療立替金などでございます。

款の9予備費になりますが、歳入歳出の差額分3,447万円を計上いたしました。

次ページの266ページから269ページには、国保会計の職員等の給与明細書、270ページには債務負担行為調書、県貸付金償還にかかる現在高の調書並びに県貸付金元利償還金内訳を掲載しています。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 まず2点ほどお伺いします。令和3年度から資産割が廃止ということなんですけども、それで今度3方式ということで、所得割、均等割、平等割ということで、区分の構成比、もし分かりましたらお伺いします。

それで、この資産割廃止による保険税なんですけども、1世帯当たり現年課税、あるいは1人当たりの保険税、この影響はどのようになっていますか。以上、お伺いします。分からなかったらいいです、後で。

町 民 課 長 まず、所得割等の割合なんですけれども、基本、県の基本割合でいきますと、所得割が10に対して均等割、1人当たりに対しては7、それで平等割が3ということで、平等割、均等割と2つ合わせたものと所得割が大体5対5になるような形になっております。

それと資産割なんですけれども、令和2年度の資産割が大体1,000万円。1,000万円の資産割の分があるんですけれども、それが来年度なくなるという形で、世帯数につきましては、1,600世帯が国保に加入しております、そのうちの約半数の800世帯が、約800世帯が資産割が現在課税されてございます。

11番 寺 嶋 そうしますと、応能が50だね。応益50と。今までの4方式じゃなくて3方式で言うと、所得は応能割ですよ。応能応益という、一般的に言うんですけども、それが50%対50%というふうになるということですね。（「はい」の声あり）そして、今回見積もっているか分かりませんが、1世帯当たりの保険税、例えばですよ、以前は1世帯当たり現年課税ということでは、以前は大体16万とか17万円とかって、平均なんですけどもね、そういうのがありました。それから1世帯、個人均等割が、保険税が1人当たりが大体以前は、ちょっと私が知る範囲では、10万、11万ぐらいですか。そういうのが過去…過去といいますか、今までそういう保険税の見込みがね、あったと思うんですけども、これは、具体的に分かれればどのように、保険税額がどのようになるのか、再度お伺いをいたします。

町 民 課 長 申し訳ございません。ちょっと現在手元に資料がございません。（「終わります。分かりました。」の声あり）

議 長 では、後で調べてということですか。（「はい。」の声あり）

ほかには。

6 番 井 上 今、前者もですね、資産割等の影響に係る部分というふうなことがありました。予算ですと、先ほどの説明の中で、歳入の国民健康保険税、前年度比較で2,082万3,000円が減少ということで、それらは高齢化とか資産割の減少による部分だということの説明がありましたが、令和3年度からですね、国民健康保険税部分から資産割がなくなったということで、そのですね、各所得世帯ごとのですね、その資産割の減少の影響額というのはですね、どのぐらいになるのかということとですね、これは、県の広域化による部分で資産割がなくなったということですが、それらに伴ってですね、低所得者に対する影響はあるのか。その2点をお伺いをいたします。

町 民 課 長 所得世帯って、所得の段階ごとにとということですか。それはちょっと今出してないんですけども、2割軽減、5割…軽減の制度はそのまま生きていますので、所得割がなくなるということ…（「資産割。」の声あり）資産割がなくなるということで、3年度自体については、資産割があった方以外には影響がない形なんですけれども。（「どのぐらい影響があるの。」の声あり）これでいくと、経過措置が過ぎて令和4年度になると所得割だけの方についても税率が上がってしまいますからあれなんですけれども、3年度に関しては、所得割があった方がなくなるというだけです。（「資産割が。」の声あり）あ、資産割がなくなるという形なので。（「その額。」の声あり）それが約1,000万円。（「個々に。」の声あり）ちょっとお待ちください。

6 番 井 上 この国民健康保険税ですね、先ほど加入世帯全体で1,600世帯があるということで、やはり令和3年度からこういうふうに課税方式が変更になったということですので、やはり町民負担に影響のある部分ということで、後ほどで結構ですけれども、以前もですね、健康保険税の制度改正に伴っては、各それぞれの世帯でどのぐらいですね、変更になるのかということもありました。先ほどですね、ちょっと令和4年度の話は、ちょっと承知していなかったんですけどもね、令和3年度で資産割がなくなり、令和4年度でまた制度が変わるということもありますので、その辺を令和2年度から3、4ということのそういった

参考となるですね、資料を提出を要望したいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

議 長 町民課長、今言われましたように、税方式が変更によって変わるということなので、その辺の資料を出せますか。（「手持ちのこの資料で対応しているかどうか。」の声あり）

町 民 課 長 1回ちょっと資料を確認していただいてもよろしいですか。この資料で…（「後でやってもらったらいい。」の声あり）すみません、後で。

議 長 お願いします。後で資料の提出を。  
そのほかはございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。